

# 吉野川市から転出される方へ

令和4年4月作成

## 転出入等の住民異動にともなう諸手続について

※該当する項目がある方は各課で手続をしてください。

項目	吉野川市での手続			新住所での手続
	手続	窓口	切	
印鑑登録	印鑑登録証を返却してください。 転出日で自動的に廃止になります。	本館1F 10		新たに登録手続が必要です。
住民基本台帳カード	新住所地へお持ちください。	市民課 22-2210		暗証番号の入力が必要です。
個人番号カード				期限を過ぎると手続できない場合があります。
国民健康保険	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。保険証を返却してください。			新たに加入の手続が必要です。
児童手当	消滅届をしてください。	本館1F 13		新たに手続が必要です。 ※継続して受給するためには、転出予定日の翌日から15日以内の手続が必要です。
児童扶養手当	児童扶養手当の市外異動届をしてください。			新たに手続が必要です。
子どもはぐくみ医療	受給者証をお返しください。 ※所得課税証明書が必要な場合がありますので、新住所地でご確認のうえお取りください。	子育て支援課 22-2266		新たに手続が必要です。 市町村により制度が異なります。事前に転入先でご確認ください。
ひとり親家庭等医療	受給者証または認定書(助成申請書)を添え、資格喪失の届をしてください。			新たに手続が必要です。 市町村により制度が異なります。事前に転入先でご確認ください。
保育所(園)・認定こども園	退所(園)の届出をしてください。			新たに入所(園)の手続が必要です。
妊婦一般健診	転出後は吉野川市の受診票は使用できません。	本館1F 14		吉野川市の受診票を提示して相談してください。
新生児聴覚検査		健康推進課		
乳児一般健診	転出後は吉野川市の受診票は使用できません。	22-2268		吉野川市の受診票を提示して相談してください。
予防接種(子ども)	転出後は吉野川市の予防接種予診票は使用できません。			予防接種履歴確認の際は、母子健康手帳が必要です。
国民年金	海外へ転出される場合はお問い合わせください。	本館1F 15 国保年金課 22-2213		手続が必要な場合がありますので、転入先でご確認ください。
後期高齢者医療	保険証を返却してください。 限度額適用・標準負担額減額認定証をお返しください。(認定者のみ) 特定疾病療養受療証をお返しください。(認定者のみ) 負担区分等証明書交付申請をしてください。(県外転出のみ) ※県外に転出される方 新住所が、病院又は診療所・養護老人ホーム・介護保険法で規定する特定施設・有料ホーム等の場合は、転出される際に必ず国保年金課(高齢者医療係)まで届出てください。			新たに手続が必要です。
国保高齢受給者証	受給者証を返却してください。			新たに手続が必要です。
限度額適用認定証	認定証を返却してください。			新たに手続が必要です。
介護保険	保険証を返却してください。  要介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書を発行いたします。	本館2F 21  長寿いきがい課 22-2264		要介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書をお持ちください。

項目	吉野川市での手続			新住所での手続	
	手続	窓口	フロア		
身体障害者・精神保健福祉手帳	手続は必要ありません。	本館2F 22 社会福祉課 22-2263		手帳をお持ちのうえ、住所変更の手続をしてください。	
重度心身障がい者等医療	受給者証または認定証を添えて、資格内容変更届をしてください。			新たに手続が必要です。	
自立支援医療	手続は必要ありません。			手続が必要です。転入先で御相談ください。	
療育手帳	手続は必要ありません。			手帳をお持ちのうえ、転入先の担当課に相談してください。	
障がい福祉サービス	区分認定を受けている方は区分認定証明書を発行します。			22-2263	新たに手続が必要です。
特別児童扶養手当	手続は必要ありません。				新たに手続が必要です。
特別障がい者・障がい児福祉・経過的福祉手当	資格喪失届をしてください。				新たに手続が必要です。
原付バイク	ナンバープレートをお持ちのうえ廃車手続をしてください。 ※軽四輪・バイク等は他所での手続になります。一度税務課までお電話ください。	本館2F 23 税務課 22-2215		廃車受付証をお持ちのうえ、登録の手続をしてください。	
犬	手続は必要ありません。	本館2F 24 環境企画課 22-2230		犬の鑑札、印鑑をお持ちになって、住所変更の手続をしてください。	
広報よしのがわ吉野川市議会だより	自治会未加入で、「広報よしのがわ」、「吉野川市議会だより」が郵送されていた方は、廃止の手続が必要ですので、市長公室までご連絡ください。	本館3F 33 市長公室 22-2203			
水道・下水道	変更がある場合は、手続をしてください。 ※下水道（使用人数変更届：自家水使用者）	東館1F 50 上下水道料金お支払い 22-2257		新たに手続が必要です。	
市営住宅	異動届をしてください。	東館2F 61 都市計画住宅課 22-2225		手続は必要ありません。	
新婚世帯家賃補助	変更手続が必要です。	本館3F 33 市長公室 22-2203			
小・中学校	学校から在学証明書、教科用図書給付証明書をもらってください。	東館3F 70 学校教育課 22-2273		在学証明書、教科用図書給付証明書をお持ちのうえ、転校の手続をしてください。	

吉野川市 市民部 市民課

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電話（直通）0883-22-2210